

栗東市立治田小学校



いじめ防止基本方針

《治田小学校 教育目標》

なかまとともに、よく学び、よく遊び、支え合う子どもの育成

- ・よく学ぶ・・・よく聞き、よく考え、よく表す子ども
- ・よく遊ぶ・・・人とのかかわりを楽しむ子ども
- ・支え合う・・・周りの人のために動くことができる子ども



2025年4月1日
栗東市立治田小学校

1 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方…2

- (1) いじめの定義…2
- (2) いじめの未然防止…2
- (3) いじめの早期発見…3
- (4) いじめへの対処 …3

2 いじめ防止等のための組織と取り組み…4

- (1) いじめ未然防止のための取組…4
- (2) いじめの早期発見…4
- (3) いじめへの対処…5
- (4) 家庭及び地域との連携…5
 - 《家庭》…5
 - 《地域》…5
- (5) 関係機関との連携…5

3 重大事態への対処…6

- (1) 重大事態の意味について…6
- (2) 事実関係を明確にするための調査の実施…6

4 基本方針の見直し…6

5 いじめ防止等に向けての年間計画…7

栗東市立治田小学校 いじめ防止基本方針

2025年（令和7年）4月1日改定

栗東市立治田小学校長 黒川 俊文

栗東市立治田小学校 いじめ対策委員会

1 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方

いじめは、どの児童にも、どの学校でも起こりうるものであり、単に謝罪をもって安易に解消することはできないという認識のもと、「児童の目線」に立ったいじめの把握と学校における組織的かつ迅速な対応によりいじめを解消することが重要である。

このためいじめの問題への対応は、学校だけでなく社会における重要課題のひとつと認識し、一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織的に対応するとともに社会総がかりで取り組むため、関係機関や地域と積極的に連携することが重要と考える。

いじめの防止等のための対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなることを旨として行わなければなりません。その際、児童を尊重しその声に耳を傾け、児童の置かれている状況や気持ちを理解しながらその思いを聴き出し解決するまで関わっていくことが重要である。

また、いじめの未然防止には児童自らがいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論すること等の児童自身による主体的な活動が重要です。あわせて、このことを通して、児童自身がいじめ問題を解決できるよう、よりよく生きていく力を身につけられるよう支援していくことも重要である。

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

- ・「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。
- ・「児童」とは、小学校に在籍する児童をいう。
- ・「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

(2) いじめの未然防止

いじめは、生活の違いや、態度やそぶり、さりげない日常の行為の行き違い、感情のもつれなどさまざまな要因から起こる。また、児童を取り巻く大人や児童が、「いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうる」ものであるという意識を持つことが大切である。

このことを踏まえ、より根本的ないじめの問題の克服のためには、全ての児童を対象としたいじめの未然防止の取組が重要である。このため、全ての児童を、心の通う対人関係を構築できる大人へと育み、いじめを生まない環境をつくるために、学校、保護者、地域、家庭その他の関係者が一体となった共通実践を通して、継続的な取組を進めることが必要である。

そうした中で、「**発達支持的生徒指導**」として、人権教育を通じて、「多様性を認め、他者を尊重し、互いを理解しようと努め、人権侵害をしない人」に育つように働きかける。同時に、豊かな情操や規範意識、自尊感情や自己有用感、社会性、人を思いやる心などを育み、全ての児童にとって居心地のよい学級・学校づくりを推進する。

さらに、学校では、児童が豊かな人間関係をつくることができるよう、児童の発達段階に応じ、児童一人ひとりに、あらゆる教育活動を通じて、相手の気持ちを理解できる心の育成を図るとともに、人権の意義や人権問題について正しく理解し、自分と他者の人権をともに大切に、実践的な態度を身につけられるよう努める。また、「**課題未然防止教育**」として、道徳科や学級・ホームルーム活動等において法や自校のいじめ防止基本方針の理解を深めるとともに「いじめをしない態度や能力」を身に付けるための取組を行う。その中で、あらゆるところで、あらゆる場面で、全ての児童に「いじめは決して許されない」ことや、傍観者とならず、いじめを止めさせるための行動をとることの重要性の理解を促す。

同時に、児童自らがいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論する活動や、校内でいじめ撲滅や命の大切さを呼びかける活動等、児童自身の主体的な活動を進め、児童自らがいじめの未然防止に

取り組むようにしていく。

こうしたいじめ問題の本質や取組の重要性については、市民全体に認識を広め、地域、家庭と一体となって取組を推進するための普及啓発に努める。

(3) いじめの早期発見

いじめは、大人からは見えづらく、また、事実認定が難しいものである。しかしながら、いじめを見逃してしまうと、より深刻な状況を招くことになる。

いじめの早期発見（課題早期発見対応）は、いじめへの迅速な対処の前提であることから、全ての大人が連携し、児童のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。

このため、大人は日頃から児童の様子をしっかりと見守り、わずかな兆候であってもいじめではないかとの疑いを持って、速やかに的確な関わりをもち、また、いじめを軽視せず積極的に認知していくことが大切である。この際、個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は表面的・形式的に行うことなく、いじめを受けた児童の立場に立って行う。

学校では、教職員間や学校と保護者との間の情報共有を緊密にし、児童の状況をきめ細かに把握するよう努める。いじめられている児童にとって、いじめられていることは周りには相談しにくいものであるだけに、児童が安心して相談できるよう、教職員は、日頃から積極的に児童に声かけをするなど、信頼関係づくりに励む。

さらに、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、相談機関への周知等により、いじめを訴えやすい体制をつくりながら、いじめの抑止や発見しやすい環境を整える。

あわせて、より多くの大人が児童の悩みや相談を受け止めるため、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築する。

(4) いじめへの対処

児童からいじめの相談を受けた段階、あるいは、いじめがあることが確認された段階では、すでに深刻な状況にあるとの認識に立ち、直ちに「**困難課題対応の生徒指導及び課題早期発見対応におけるチーム支援**」で対処する必要がある。

学校は、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保しつつ速やかに、法第22条に規定される「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」（本校では「学校いじめ対策委員会」と呼ぶ）において対処する。

この際、いじめを受けた児童の立場に配慮しつつ、関連する児童から事情を確認するとともに、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師等の外部専門家と連携し、適切な支援に努める。

また、家庭や教育委員会への報告・相談・連絡を絶えず行い、緊密な連携を図る。しかし、いじめを行った児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合には、必要に応じて、福祉、医療、司法、警察等の関係機関と適切な連携を図る。

このため、学校では、日頃から全ての教職員の間で、いじめを把握した場合の対処のあり方について理解を深めるとともに、学校における組織的な対応が可能となる体制整備を推進し、関係機関との情報共有体制を構築する。

いじめは、単に謝罪を持って安易に解消とすることはではない。いじめが「解消している状態」とは、少なくとも二つの条件が満たされている必要がある。

- ①いじめが止んでいる状態が相当の期間（少なくとも3ヶ月を目安とする。）継続していること。
- ②いじめの行為により心身の苦痛を感じていないかどうかを被害児童本人および保護者に対し、面談等により確認できていること。

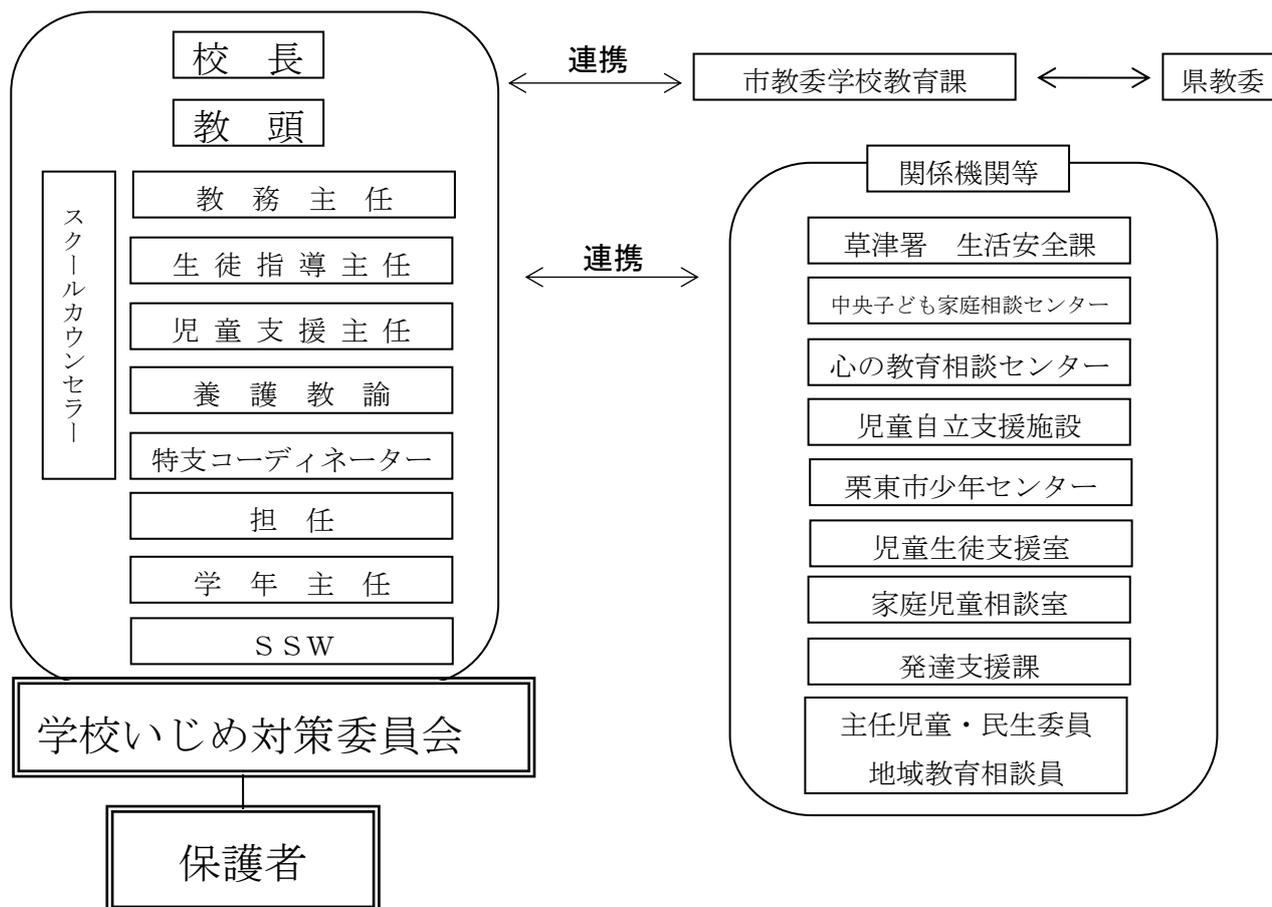
なお、いじめが解消している状態とは、あくまでひとつの段階に過ぎず、解消している状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にありえることを踏まえ、教職員は、当該いじめ被害児童および加害児童を日常的に注意深く見守る必要がある。

2 いじめ防止等のための組織と取り組み

「いじめ」は、いじめられた児童の立場になって問題の解決に当たらなければならない。そのためには、児童本人や周辺の状況等を客観的に確認していくことが大切である。いじめの認知については、特定の教職員がするのではなく、いじめ防止対策推進法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」として『学校いじめ対策委員会』を常設する。

学校いじめ対策委員会においては、法第13条に規定される「学校いじめ防止基本方針」を策定し、当該基本方針に基づき、市教育委員会との適切な連携のうえ、いじめの問題に組織的に取り組む。

生徒指導体制



学校全体としての取組

(1) いじめ未然防止のための取組

いじめの未然防止については、学校教育活動全体を通じて、全ての児童に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、日々の活動の中で一人ひとりをしっかりと見とれるよう取組を進めていく。

- ① 児童の豊かな情操と道徳心を培う。(道徳・人権学習)
- ② 児童があらゆる活動の中で、自己有用感や自己存在感がもてる取組を進める。
- ③ 道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- ④ 児童会活動として委員会活動を中心に、児童自らが、いじめ防止運動を展開する。
- ⑤ いじめがどの程度起きているのかを定期的に把握し、いじめが起きにくくなるような取組を意図的・計画的に行って、その取組の成果を評価し改善するために無記名式のアンケートを定期的に行う。

(2) いじめの早期発見

いじめは、迅速な対応が求められる。そのためには、全ての大人が連携して、児童の些細な変化に気付く力を高め、どんな些細な兆候であってもいじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知して取組にあたる。

- ① いじめの早期発見のため、いじめ認知報告を月に1回行う。
- ② さまざまな電話相談窓口等の周知により、児童がいじめを訴えやすい体制を整える。
- ③ 地域・家庭・関係機関と連携して児童を見守っていく。

(3) いじめへの対処

いじめが確認された場合、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し事情を聞き取り、さらにいじめたとされる児童に対して事情を確認した上で適切に指導する。

- ① 学校としての組織的対応をする。
- ② 家庭や教育委員会への連絡・相談をする。
- ③ 事案に応じて、関係機関との連携を図る。

(4) 家庭及び地域との連携

社会全体で児童を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と地域、家庭との連携が必要である。また、より多くの大人が児童の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築する。

《家庭》

学校と保護者とが一体となった取組をするために、学校便りや、学年通信、学級通信等の情報発信に気をつけ、学校の情報を見逃さないように気を配る。家庭においても、保護者に意識してもらえるように啓発し、保護者と協力しながらいじめを未然に防止し、初期の段階で阻止できる取組を実施する。また、家庭での子どもの様子を伺いながら、現代に生きる児童が抱える問題に共通認識で対応できるよう取組を図っていく。

- ① 学校と保護者とが情報を共有する。
- ② 家庭でのいじめの気づきのための取組を進める。
- ③ P T Aの活動で「いじめ未然防止」等の研修会の充実を図る。

《地域》

学校長の諮問機関である学校協議会において、学校が抱える問題を議題として話し合いを進める。特に、いじめについては様々な立場の委員から建設的な意見をいただきながら取組を進め、ときには協力を仰ぐ。

また、主任児童委員をはじめとして、民生委員・児童委員、地域教育相談員、コミュニティーセンター職員、地域ボランティア等の協力を仰ぎながら、地域での子育ての在り方や、親子での取組等を通して、地域としての児童への関わりを深めてもらう。

- ① 学校協議会への働きかけを進める。
- ② 地域へのいじめ防止等への周知を進める。
- ③ 地域の関係団体との連携を促進する。

(5) 関係機関との連携

いじめの問題への対応においては、市教育委員会との連携はもとより関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局等）との適切な連携が必要である。「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきものについては、速やかに警察に相談することとし、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような場合は、警察に通報することとする。なお、そうした際には、教育的な配慮や被害者の意向への配慮も踏まえた上で、早期に、警察に相談・通報の上、連携した対応をとる。

- ① 市教育委員会や関係機関による取組との連携を図る。
- ② 児童への学校以外の相談窓口の周知を図る。
- ③ 必要に応じて、医療機関などの専門機関と連携する。

3 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味について

重大事態とはいじめにより次のような事態に陥ったことである。

①「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」

- 児童が自殺を企図した場合
 - 身体に重大な傷害を負った場合
 - 金品等に重大な被害を被った場合
 - 精神性の疾患を発症した場合
- などである。

②「相当期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」

○不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安に関わらず、迅速に調査に着手することが必要である。

上記により、学校または市教育委員会が重大事態と判断した場合には、学校または市教育委員会が調査等にあたる。

(2) 事実関係を明確にするための速やかな調査の実施

「事実確認を明確にする」とは、重大事態にいたる要因となつたいじめ行為が、

- ・いつ（いつ頃）からか
- ・誰から行われたか
- ・どのような態様だったのか
- ・いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係の問題点は何か
- ・学校教職員がどのように対応したか

等のこうした客観的な事実関係を速やかに調査する。

この調査は、学校と市が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものとし、争訟等への対応を目的とはしない。

調査を実りあるものにするために、市や学校に不都合なことがあっても、事実にしかりと向き合い、主体的に再発防止に取り組むものとする。

4 基本方針の見直し

いじめ防止基本方針については、学校いじめ対策委員会にて見直す他、学校マネジメントサイクルに則り、随時見直し、より実効性のあるものとしていく。

5 いじめ防止等に向けての年間計画

令和6年度「ストップいじめ行動計画・年間計画」(栗東市立治田小学校)

月		教職員・児童の取組や活動		P T A・地域の取組や活動
4月	■ ■ ■	治田小学校いじめ防止基本方針およびストップいじめアクションプラン研修 子どもを語る会 掃除指導動画視聴		
5月	● ■●	いじめの学習 いじめアンケート		
6月	■● ■▲	ふれあい月間 教育相談週間	△□	通学路点検
7月	■● □	いじめアンケート 生活委員会いじめストップポスター作成		
8月	□◇ □ ○ □	民生児童委員懇談会 栗東市人権教育研究大会 生徒指導研修 パトロール		P T A 研修会 (ネットいじめ防止など)
9月	■ ■	学期初め登校指導 学期初め全校指導		
10月	●▲ □ ■●	第1回学校アンケート いじめアンケート ふれあい月間	△	P T A 研修会
11月	□△○	道徳の参観学習においての人権学習	△	栗東中学校区人権ネット協議
12月	■● ● ●	人権週間 人権集会 教育相談週間		
1月	●▲ ■	第2回学校アンケート 学期初め全校指導	△	
2月	■▲ ■▲	いじめアンケート 教育相談週間		
3月	□	パトロール		
年間を通して	■ ■ ● ■ ■ ■	ふれあい活動などを通して、障がい者理解教育を進める 道徳教育の推進 委員会活動を主とした・あいさつ運動・いじめ防止の呼びかけ 日常からの児童理解や情報収集、情報共有 授業や行事等児童一人一人が活躍できる場の確保 登校の立ち番(月初め毎)	◇ △	学校安全ボランティアの方の登下校の見守り 愛のパトロール

□：教職員の取組や活動 ○：児童の取組や活動 △：P T Aの取組や活動 ◇：地域の取組や活動
■、●、▲、◆；重点的に取り組む活動